

## 不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第32条、同法施行令第8条、同法施行規則第17条	一類感染症の病原体に汚染された疑いのある建物への措置	指導予防課

一類感染症の発生の予防とまん延防止のため必要があると認める場合であって、消毒により難しいときは、期限を定めて当該建物への立入りの制限、又は使用の禁止することができる。

また、前記の措置でもまん延を防止することができず、緊急の必要があると認められる時に限り、その他必要な措置を講ずることができる。

その処分基準は次のとおりとする。

### 処分基準

- ・ 一類感染症の発生の予防とまん延防止のため必要と認める場合であって、消毒により難しいとき
- ・ 建物への立入りの制限又は使用の禁止でもまん延を防止することができず、緊急の必要があると認められるとき

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。